

# 熊本市における宿泊税について

---

令和7年8月

熊本市財政局税務部税制課

熊本市財政局税務部市民税課

熊本市経済観光局観光交流部観光政策課

# 目次

- 1 宿泊税事務の内容と仕組み . . . . . P 1
- 2 レジシステム等整備費補助金について . . . . . P15
- 3 広報物の送付について . . . . . P21
- 4 使途の概要 . . . . . P23
- 5 問い合わせ先 . . . . . P25

# 1 宿泊税事務の内容と仕組み

熊本市における宿泊税制度の概要は、以下の表のとおりです。

| 項 目                      | 熊本市の制度                                                                                                                                  | 手引き |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 課税客体等                    | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 課税客体 ： 熊本市に所在する宿泊施設（民泊含む）への宿泊行為</li><li>・ 課税標準 ： 宿泊施設への宿泊数</li><li>・ 納税義務者： 宿泊施設への宿泊者</li></ul> | P4  |
| 徴収方法                     | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 徴収方法：<b>特別徴収</b><br/>（宿泊事業者等が宿泊者から宿泊税を徴収し、市へ申告と納入をする。）</li></ul>                                | P2  |
| 非課税事項<br>（免税点）<br>（課税免除） | <ul style="list-style-type: none"><li>・ <b>免税点・課税免除は設けない</b><br/>ただし、外国大使等の任務遂行に伴う宿泊の課税免除あり。</li></ul>                                  | P12 |
| 申告納入期限                   | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 毎月末日までに、前月の初日から末日までの間の分を申告し、納入する。</li><li>・ 一定の要件を満たす場合は、<u>3か月ごとの申告納付（特例）</u>が可能</li></ul>     | P18 |
| 課税期間<br>（見直し期間）          | <ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>導入後2年が経過した時点で初回の見直し</u>検討を実施、<br/><u>その後は5年ごと</u>に見直しを行う。</li></ul>                          | —   |

手引き  
P13

## 特別徴収義務者の登録（経営申告書の提出）

- ・ 課税開始日（令和8年7月1日）の前日までに行います。



【必要に応じて】**レジシステム等の整備 ※補助金交付あり**

- ・ 補助金交付決定通知の到着後に着手します。



手引き  
P24

## 宿泊税の徴収と帳簿等の保存

- ・ 課税開始日以降、宿泊者から宿泊税を徴収します。
- ・ 帳簿などの書類を保存します。



手引き  
P18

## 宿泊税の申告・納入

- ・ 「宿泊税納入申告書」を作成し、翌月末までに熊本市へ提出し、徴収した宿泊税を熊本市に納入します。

## 経営申告書の提出 手引きP13

旅館業の許可又は住宅宿泊事業の届出をしている事業者は、課税開始日（令和8年7月1日）の前日までに特別徴収義務者の登録のため、経営申告書を提出してください。

施設の許可等を受けた方と実質的な宿泊施設の経営者が異なる場合で、実質的経営者が特別徴収義務者となる場合は、当該経営者が経営申告書を提出してください。

【提出書類】 手引きP13をご確認ください。（記入例はP31）

## 納税管理人の申告 手引きP23

特別徴収義務者は、熊本市内に住所及び事務所を有していない場合は、納税に関する一切の事務を処理させるため、原則として、市内に住所等を有する者を代理人と定めて申告する必要があります。

この代理人を「**納税管理人**」といいます。

※ただし、宿泊税の徴収に支障がないと認められる場合は、納税管理人を定める必要がない場合があります。

詳しくは熊本市市民税課法人課税班までお問い合わせください。

【提出書類】

- ① 宿泊税納税管理人申告書兼承認申請書
- ② 納税管理人が法人の場合は履歴事項証明書(写)、個人の場合は住民票(写)

## 宿泊税の税率

手引きP8

宿泊税の税額は、1人1泊につき200円です。

※宿泊料金がかからない宿泊の場合、宿泊税は課税されません。

## 宿泊料金

手引きP8

宿泊税における宿泊料金とは、宿泊に伴う料金のほか、その名称に関わらず、宿泊者が宿泊の対価又は負担として宿泊施設に支払うべき金額をいいます。

| 宿泊料金に含まれるもの                                                                                                                        | 宿泊料金に含まれないもの                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 清掃代</li><li>・ 寝具使用料</li><li>・ 入浴代</li><li>・ 寝衣代</li><li>・ サービス料</li><li>・ 奉仕料</li></ul> など | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 食事代</li><li>・ 遊興費</li><li>・ 会議室の使用、休憩及びこれに類する利用行為に係る金額</li><li>・ 消費税、地方消費税、入湯税等の税</li><li>・ 自動車代、たばこ代、電話代、土産代、クリーニング代等の立替金</li><li>・ 宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額</li><li>・ 宿泊予約サイト等の利用に係る事務手数料</li></ul> など |

Q 1 免税点、課税免除は設けないということだが、例えば0歳の赤ちゃんでも課税されるのか。

A 1 宿泊料金がかかっていない場合（添い寝無料の場合など）は、宿泊税は課税されません。  
ただし、幼児料金、子ども料金、ベビーベッド代がかかる場合は、宿泊税の課税対象となります。

Q 2 子どもの宿泊料を徴収していないが、**施設使用料**として定額料を負担いただく場合がある。  
この場合の施設使用料は宿泊料金にあたるのか。

A 2 宿泊料金に含まれるものの例として、「清掃代、寝具使用料、入浴代など」があり、宿泊料金に含まれないものとして「食事代、遊興費など」があります。そのため、この施設使用料が寝具使用料や入浴代などの宿泊の利用行為の対価として負担いただくものであれば、宿泊税を徴収していただくこととなります。



Q 3 宿泊料金の割引・優待等があった場合や、ポイントでの支払いがあった場合

A 3 宿泊施設の経営者自らのサービスで割引が行われた場合は、**割引後**の料金を宿泊料金とします。

宿泊料金20,000円のところ、宿泊施設の経営者が無料にした。

⇒ 宿泊料金は値引き後の0円とする。（宿泊税は非課税）

宿泊施設の経営者自らのサービス以外（宿泊予約サイトのポイントや懸賞による招待等）で割引が行われた場合（いわゆる第三者割引）は、**割引前**の料金を宿泊料金とします。

宿泊料金20,000円のところ、宿泊者が予約サイトのポイントを20,000円分利用した。 ⇒ 宿泊料金はポイント利用前の20,000円とする。（宿泊税は課税）

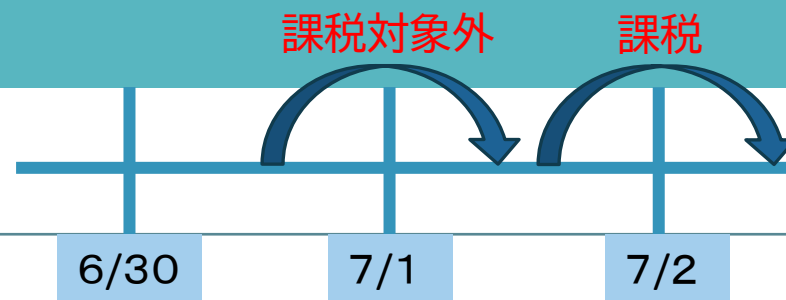
## いつの宿泊から課税されるのか？

手引きP4

令和8年7月1日から宿泊税条例が施行されるため、

**令和8年7月1日 当日の宿泊から**、宿泊税が課税されます。

令和8年7月1日より前に予約があった場合でも、宿泊税が課税されます。



## 宿泊税が課税される「宿泊」とは？

手引きP4～7

宿泊税においては、以下を判断基準とします。

- ① その利用行為が**契約上宿泊**としての取扱いであるもの
- ② ①以外の場合で、その利用行為が**日をまたぐ6時間以上**の利用であるもの

(例1) 午前0時を超えてからチェックインした場合  
→その利用料金を契約上宿泊料金として取り扱う場合は、課税対象となります。

(例2) 客室を日帰りで利用するいわゆるデユースの場合  
→日をまたぐ利用ではないため、課税対象とはなりません。ただし、宿泊施設がその利用を契約上宿泊料金として取り扱う場合は、課税対象となります。

## 「外国大使等の任務遂行に伴う宿泊の課税免除」とは？ 手引きP12

本市では課税免除を行いませんが、**外国大使等**の任務遂行に伴う宿泊については、外交関係に関するウィーン条約に基づく相互主義の観点から宿泊税の課税を免除します。

### ①課税が免除される施設

消費税が免除される施設として**国税庁長官の指定**を受けた宿泊施設

### ②課税が免除される外国大使等

①の宿泊施設に宿泊する、消費税を免除される者として、外務省大臣官房儀典官からその証明書となる**免税カード**の交付を受けた者

※課税免除かどうかの判定は免税カードの提示により行ってください。

納入申告書提出時に、消費税免除指定店舗の指定日を確認できる書類の写しを添付してください。

## 申告納入について 手引きP18

宿泊者から徴収した宿泊税は、徴収した税額を**申告**のうえ、その税額を熊本市へ**納入**していただく必要があります。

各月の初日から末日までの宿泊に係る宿泊税を、**原則、翌月の末日までに**、宿泊施設※<sup>1</sup>ごとに「**宿泊税納入申告書**」に「**宿泊税月計表**」を添付のうえ、熊本市に提出してください※<sup>2</sup>。

※1 経営申告書を提出し特別徴収義務者としての登録をいただいた事業者様には、準備ができ次第、一定の事項を印字した「宿泊税納入申告書」「宿泊税月計表」「宿泊税納入書」を市から送付する予定です。その後は毎年2月頃に次年度分を送付します。

※2 原則、宿泊施設ごと（許可、届出の施設ごと）に行ってください。ただし、以下のすべてに該当する施設については、まとめて提出できる場合がありますので、熊本市市民税課法人課税班までご相談ください。

- ① 経営する複数の施設が同一敷地内又は隣接する敷地に存在する。
- ② 経理・宿泊台帳の管理を一元的に行っており、区分することができない。

※3 申告すべき宿泊税額が0円の場合も、申告書の提出が必要です。月計表は不要です。

## 申告納入期限の特例

手引きP18

各月の初日から末日までの間の宿泊に係る宿泊税は、**原則、翌月の末日までに申告納入**していただきます。特別徴収義務者の申告納入手続きの負担を軽減するため、年間納入額が**240万円以下**などの要件を満たす場合は、申請し、承認を受けることにより、申告納入期限の特例を受けることができます。

この特例を受けると、以下のとおり、**3か月分をまとめた年4回の申告納入期限**となります。

| 宿泊のあった月  | 申告納入期限 | 宿泊のあった月    | 申告納入期限 |
|----------|--------|------------|--------|
| 3月・4月・5月 | 6月末日   | 9月・10月・11月 | 12月末日  |
| 6月・7月・8月 | 9月末日   | 12月・1月・2月  | 3月末日   |

## 経過措置（令和9年6月30日まで）

手引きP19

申請書の提出前3ヶ月の納入すべき宿泊税が**60万円以下**などの条件を満たし、条例施行前から営業する宿泊施設については、令和8年7月～9月宿泊分の申告納税の実績に基づき、**最短で令和8年10月から特例申請が可能**です。承認決定通知書に記載された特例の開始月から、特例が適用されます。

申請書は市HPに掲載します。

## eLTAX（エルタックス）による電子申告・電子納税

手引きP29

宿泊税に関する下記の手続きは、「地方税ポータルシステム（eLTAX）」を利用して行うことができます。eLTAXを利用すると、ご自宅のパソコン等から電子申告・電子納税を行うことが可能です。

- ・ 宿泊税経営申告書の提出（令和7年12月中旬頃から可能となる予定です。時期が確定しましたら本市HPに掲載します）
- ・ 宿泊税納入申告書の提出
- ・ 宿泊税申告納入期限等の特例承認申請書の提出
- ・ 宿泊税更正請求書の提出
- ・ 各種届出書等の提出

※「地方税ポータルシステム（eLTAX）」を利用して手続きするためには、利用者ID及び電子証明書が必要です。他の税目で既に利用者ID及び電子証明書を利用している場合は、同一の利用者ID及び電子証明書を利用することができます。

※地方税ポータルシステム（eLTAX）の利用については、地方税共同機構が運営するeLTAXのホームページをご確認ください。操作上のご不明点は、eLTAXヘルプデスクへお問い合わせください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/special/pcdesknext/>  
eLTAXヘルプデスク【TEL】0570-081459



## 帳簿等の記載・保存

手引きP24

日々の宿泊税を適正に把握していただくために、**帳簿の備え付け**と、その帳簿に記載された取引等に関して作成又は受領した**書類を保存**する必要があります。

| 帳簿等の種類 | 記載内容                                                                                    | 保存期間                                      |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 帳簿     | 宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数、宿泊税額の記載があるもの<br>※上記の事項が網羅されていれば、日々作成される業務用の帳簿等に代えていただいて構いません | 納入申告書を提出した日の属する月の末日の翌日から起算して3月を経過した日から5年間 |
| 書類     | 宿泊の際に作成される売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者数及び宿泊税額が記載されているもの                                        | 宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から起算して3月を経過した日から2年間    |

## 罰則、滞納処分等について 手引きP25

宿泊税に関する罰則や滞納処分等については、熊本市宿泊税条例や地方税法等の法令に基づき取り扱います。

### 【罰則】

| 法令等   | 条項         | 内容                  | 罰則         |         |
|-------|------------|---------------------|------------|---------|
|       |            |                     | 拘禁刑        | 罰金      |
| 宿泊税条例 | 第16条       | 帳簿の記載義務違反等に関する罪     | 1年以下       | 50万円以下  |
|       | 第17条       | 納税管理人に係る不申告に関する過料   | 10万円以下（過料） |         |
| 地方税法  | 第21条       | 不納せん動に関する罪          | 3年以下       | 20万円以下  |
|       | 第22条の2     | 虚偽の更正の請求に関する罪       | 1年以下       | 50万円以下  |
|       | 第733条の5    | 検査拒否等に関する罪          | 1年以下       | 50万円以下  |
|       | 第733条の7    | 納税管理人に係る虚偽の申告等に関する罪 | なし         | 30万円以下  |
|       | 第733条の21   | 脱税等に関する罪            | 5年以下       | 100万円以下 |
|       | 第733条の25   | 滞納処分に関する罪           | 3年以下       | 250万円以下 |
|       | 第733条の26   | 滞納処分に関する検査拒否等の罪     | 1年以下       | 50万円以下  |
|       | 第733条の26の2 | 滞納処分に関する虚偽の陳述の罪     | 6月以下       | 50万円以下  |

### 【滞納処分等】

| 法令等  | 条項       | 内容                          | 率（※地方税法本則の規定） |
|------|----------|-----------------------------|---------------|
| 地方税法 | 第733条の17 | 不足金額及びその延滞金の徴収              | 7.3%又は4.6%    |
|      | 第733条の18 | 過少申告加算金及び不申告加算金             | 5～30%         |
|      | 第733条の19 | 重加算金                        | 35%又は40%      |
|      | 第733条の20 | 納期限後に納付し、又は申告納入する法定外目的税の延滞金 | 7.3%又は14.6%   |
|      | 第733条の24 | 滞納処分                        | —             |



## 領収書等への表示 手引きP27

領収書等に、宿泊税の名称とその額を表示するようお願いします。  
税の名称表示は、以下の表記で統一してください。

| 日本語 | 英語                | 中国語<br>(簡体字) | 中国語<br>(繁体字) | 韓国語 |
|-----|-------------------|--------------|--------------|-----|
| 宿泊税 | Accommodation Tax | 住宿费          | 住宿稅          | 숙박세 |

〈合計の内訳に宿泊税額を計上する場合〉

領 収 書

〇〇 〇〇 様

〇〇〇号室  
人数 1名

| 日 付  | 項 目  | 金 額      |
|------|------|----------|
| 〇月〇日 | 客室料金 | 10,000 円 |
|      | 消費税等 | 1,000 円  |
|      | 宿泊税  | 200 円    |
|      | 合 計  | 11,200 円 |

〇年〇月〇日

熊本市〇区〇〇町〇〇番〇〇号  
〇〇ホテル

印紙

受領印

〈宿泊税額を別に計上する場合〉

領 収 書

〇〇 〇〇 様

〇〇〇号室  
人数 1名

| 日 付  | 項 目  | 金 額      |
|------|------|----------|
| 〇月〇日 | 客室料金 | 10,000 円 |
|      | 消費税等 | 1,000 円  |
|      | 合 計  | 11,000 円 |

上記のほか、宿泊税額200円を領収しました。

〇年〇月〇日

熊本市〇区〇〇町〇〇番〇〇号  
〇〇ホテル

印紙

受領印

〈客室料金に宿泊税額を含める料金設定の場合〉

領 収 書

〇〇 〇〇 様

〇〇〇号室  
人数 1名

| 日 付  | 項 目  | 金 額      |
|------|------|----------|
| 〇月〇日 | 客室料金 | 11,200 円 |
|      | 合 計  | 11,200 円 |

上記金額には、宿泊税額200円が含まれています。

〇年〇月〇日

熊本市〇区〇〇町〇〇番〇〇号  
〇〇ホテル

印紙

受領印

## 2 レジシステム等整備費補助金について

## 【支援策1】レジシステム等整備費補助金

- (1) 制度概要 宿泊事業者の皆様が宿泊税の特別徴収を実施するにあたり、既存のレジシステムの改修、又は新たなレジシステムの構築並びにハードウェア及びソフトウェアの購入費用といったイニシャルコストとして負担する費用に対して助成を行います。
- (2) 補助率 1 宿泊施設ごとに、  
50万円までは全額、50万円を超える部分については2分の1、合計100万円を上限とします。（1,000円未満の端数は切り捨て）

## 【支援策2】特別徴収交付金（案）

- (1) 制度概要 宿泊事業者の皆様の税の徴収にかかる労務や費用的な負担を支援するため、納期内納入額に対し、一定の率をかけた額を交付します。
- (2) 交付率 **4.0% + 0.5%**（条例施行後5年間上乘せ）
- (3) 交付時期 令和8年度（令和8年7月分から令和9年2月分）の納期内納入額を計算し、令和9年秋頃に初回の交付を行う予定です。その後も年に1回、交付します。  
交付時期や交付方法は、正式に決まりましたら本市ホームページ上でお知らせします。

## 補助対象者

以下の要件を全て満たした特別徴取義務者とします。

- (1) 熊本市宿泊税条例第8条第1項又は条例附則第3項の規定に基づき、「宿泊税に係る経営申告書」を提出していること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者であること。

## 整備内容（例）

- 例1) 毎日の宿泊者数と宿泊税を月ごとに集計管理する
- 例2) 徴収した宿泊税を管理する
- 例3) 領収書に宿泊税と印字する

## 整備対象経費（例）

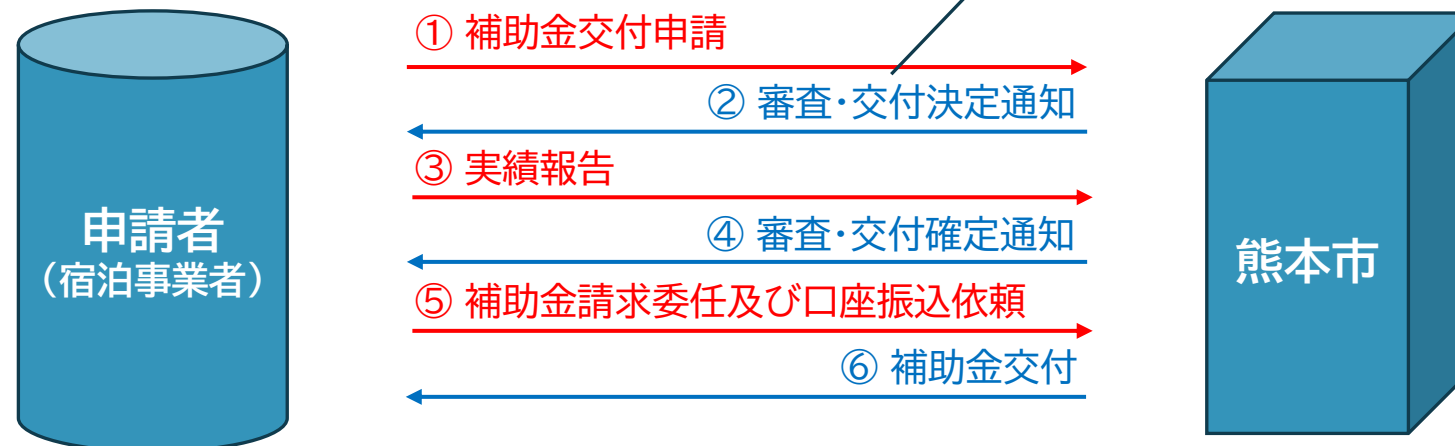
- ・レジシステムの改修及び構築（購入）
- ・ソフトウェアの購入
- ・パソコン、タブレット、プリンタ、スキャナー及びそれらの複合機器の購入
- ・POSレジ、モバイルPOSレジ、宿泊税用券売機
- ・施設パンフレット、ポスターの修正に伴う印刷費
- ・施設ホームページの修正に伴う費用

※納品、支払い確認に係る書類提出が必要となるため、システム事業者などからの購入に限ります。

（個人やインターネットからの購入は不可）

## 整備対象外経費（例）

- ・消費税
- ・クラウドの月額・年額使用料や保守料
- ・リース・レンタル契約のソフトウェアやハードウェア
- ・人件費、交際費、交通費、宿泊費、飲食費、その他（社会通念上公金で賄うことがふさわしくない経費）



(注) 交付決定通知書が届いてから事業に着手してください

## 申請時の注意点

- ・ 申請期限は令和8年2月28日です。令和8年3月31日までに事業完了してください。レジシステム等整備に時間を要する可能性がありますので、できるだけ早めの申請をお願いします。令和8年度の申請受付については、可能となりましたら、本市ホームページ上でお知らせします。
- ・ 交付申請の際、補助金交付申請書とあわせて、レジシステム等整備に係る見積書の写し等を提出いただきます。見積書に記載されている改修費などの内容が「一式」のように表現されている場合、金額の内訳が判別できないことから、別途詳細な資料の提出や確認をお願いすることがあります。申請手続きがスムーズに進むよう、整備の内容と金額の内訳が明記された見積書の写しの提出にご協力をお願いします。

## 整備時の注意点

必ず、**交付決定通知書が届いてから**事業に着手してください。  
交付の決定前の事業着手は補助対象事業として認められません。

### (1) 補助事業の経理

本事業に係る経費の収支を明らかにする証拠書類を整理し、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度初日から起算して5年間保存してください。

### (2) 変更申請（あれば）

交付決定を受けた事業内容に変更が生じる場合、**変更を実施する前に**熊本市税制課へ連絡してください。  
軽微な変更を除き、変更承認申請書の提出が必要です。

### (3) 実績報告と補助金請求委任及び口座振込依頼

事業完了後30日以内又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに、必要書類を提出してください。  
補助金請求委任及び口座振込支払依頼書に記載された口座へ、補助金を振り込みます。

## 電子申請について

本補助金は、**電子申請**による手続きも可能です。電子申請が可能な手続きは、以下の3つです。

- (1) 補助金交付申請
- (2) 実績報告
- (3) 補助金請求委任及び口座振込依頼

電子申請の場合は、見積書などの添付書類を、記載内容が読み取れる形で撮影やスキャンをし、そのデータをアップロードしてください。

事業者様から申請書等を郵送いただく必要がなくなりますので、ぜひ電子申請をご利用ください。

なお、電子申請の場合も、本市からお送りする交付決定通知や交付確定通知は郵送となります。



補助金交付申請のURL：<https://logoform.jp/f/llDnA>

※アカウント登録の上、ご利用ください。

※(2)(3)のURLは、(1)を申請した方にお知らせします。



### 3 広報物の送付について

## 広報物の種類

- ① ポスター（B2タテ）、② チラシ（A4タテ）、③ 三つ折りリーフレット
- ④ 三角ポップ、⑤ ホームページ用バナー

※全て日本語・英語・中国語（繁体字と簡体字）・韓国語の5か国語対応

## 広報物の送付

- ・宿泊税に関する周知や宿泊税を徴収する際のご説明用の資料として、上記の広報物①～④を宿泊事業者の皆さまへお送りします。

- ・各広報物の送付時期は、令和7年11月～12月頃を想定しております。

※広報物①～⑤は、どなたでもダウンロードできるよう、市ホームページへも掲載します。

※⑤ホームページ用バナーは、各宿泊施設のホームページでご活用をお願いいたします。

【作成（案）】

①ポスター（B2タテ）、② チラシ（A4タテ）

熊本市内に宿泊されるみなさまへ

# 宿泊税

KUMAMOTO CITY  
Accommodation TAX 住宿税 住宿稅 숙박세

## のご案内

令和8年(2026年)7月1日～

A guide to accommodation tax, starting from July 1, 2026, for all guests staying in Kumamoto City.  
致所有入住熊本市的旅客：有關住宿稅的公告（自2026年7月1日起實施）  
致所有入住熊本市的客人：关于2026年7月1日起征收住宿稅的通知  
구마모토시에 숙박하시는 여러분께: 2026년 7월 1일부터 적용되는 숙박세 안내

観光資源の魅力づくり、快適な滞在環境づくりなど、訪れるみなさまの満足度向上や熊本市への来訪・滞在の促進に活用いたします。  
Collected tax will be invested in enhancing the living environment and the appeal of tourism resources to improve visitor satisfaction and promote visits and stays in Kumamoto City.  
為了提升觀光資源的吸引力、打造舒適的住宿環境、熊本市將運用此住宿稅來提升來訪遊客的滿意度、並促進更多人地訪與停留熊本。  
我們將致力於提升旅遊資源的吸引力、營造更友好的旅遊環境、以提升到訪者的整體滿意度，進一步幫助他們前往熊本觀光與停留。  
관광자원의 매력 창출, 쾌적한 체류 환경 조성 등 방문객의 만족도 향상과 구마모토시 방문 및 체류 촉진에 활용됩니다.

観光案内がわかりやすい  
Easy-to-understand tourist information  
観光案内がわかりやすい  
観光案内がわかりやすい

快適に熊本観光を楽しめる  
Enjoy Kumamoto sightseeing in comfort  
快適に熊本観光を楽しめる  
快適に熊本観光を楽しめる

ビジネスでも利用しやすい  
Easy to use for business  
ビジネスでも利用しやすい  
ビジネスでも利用しやすい

税額  
1人1泊につき 200円

支払い方法  
宿泊料金の支払方法に応じて、宿泊施設等にお支払いください。  
(納付された宿泊税は、宿泊事業者が熊本市へ申告納入します。)

税額 200円  
税額 200円  
税額 200円

税額 1人1泊 200円

熊本市  
Kumamoto City

## 観光資源の魅力づくり、 快適な滞在環境づくりなど、 訪れるみなさまの満足度向上や 熊本市への来訪・滞在の促進に 活用いたします。

Collected tax will be used in enhancing the tourism resource and  
the appeal of tourism resources, improving visitor satisfaction and  
promoting visits and stays in Kumamoto City.

為了提升觀光資源的魅力・打造舒適的住宿環境・  
為了提升訪日觀光客對熊本・熊本縣的滿意度，以及促進大家到訪和留宿熊本・  
我們將稅金用於提升觀光資源的吸引力・改善更友好接待的住宿環境・  
以擴大對外的吸引力和滿意度，進一步提高訪日留宿熊本市的觀光和留宿。

熊本市観光局 観光課 観光振興課 観光課長 田中 隆雄  
熊本市観光局 観光課 観光振興課 観光課長 田中 隆雄

## 宿泊税 のご案内

令和8年(2026年)7月1日～

宿泊税の制度や仕組みについて



熊本市の観光情報について



<https://kumamoto-guide.jp/>



観光室内容がわかりやすい

Easy to understand the tourism information  
熊本市観光局観光課  
熊本市観光局観光課  
熊本市観光局観光課

ビジネスでも利用しやすい

Easy to use for Business  
熊本市観光局観光課  
熊本市観光局観光課  
熊本市観光局観光課

快適に熊本観光を楽しむ

Enjoy Kumamoto Tourism  
熊本市観光局観光課  
熊本市観光局観光課  
熊本市観光局観光課

## Accommodation TAX

住居税  
住宿税  
宿泊税

A guide to accommodation tax, starting from July 1, 2026,  
for all guests staying in Kumamoto City.  
熊本市に宿泊される皆様へ 宿泊税に関するガイド  
(自2026年7月1日より開始)

登録外国人登録 熊本市 外国人登録課  
光于 2024年7月1日現在 外国人登録課 熊本市  
観光局観光課 観光課長 田中 隆雄  
2024年7月1日現在 観光課長 田中 隆雄

お問い合わせ

熊本市 市民課 法人課税班  
熊本市中央区手取本町1番1号  
TEL: 096-328-2173



熊本市  
Kumamoto City

## 税額 1人1泊につき 200円

**支払い方法**

宿泊料金の支払方法に応じて、  
宿泊施設等にお支払いください。  
(納付された宿泊税は、宿泊事業者が  
熊本市へ申告納入します。)

※ここでいう宿泊料金は、いわゆる宿泊料(料金)とそれにかかる  
サービス料等のことをいい、食事代や消費税等は含まれません。

## Tax Amount 200 yen per person per night

**Payment Method**

Please pay the accommodation facility according  
to the payment method of the accommodation fee.  
(The accommodation facility will report and  
pay the paid accommodation tax to Kumamoto City.)

※The accommodation fee refers to the room fee  
and associated service charges, not including the cost of meals,  
consumption tax, or other expenses.

## 세액 1인 1박 당 200원

**지불 방법**

숙박료 등의 지불 방법에 따라 숙박 시설에 지불해 주십시오。  
(납부한 숙박세는 숙박 사업자가 구청으로 신고·납부합니다.)  
※여기서 말하는 숙박료에는 숙박 시설에 대한 숙박 요금의 그 외 서비스 요금 등을 포함하지  
않고 숙박비에 숙박세 및 소비세만 포함됩니다.

## 税額 每人每晚 200 日圓

**付款方式**

请依据您的住宿付款方式，  
将住宿税递交给住宿设施等单位。  
(已缴纳的住宿税，将由住宿业者向熊本市申报并缴纳。)

※這裡所稱的住宿費，是指住宿者支付住宿基本費用以及相關服務費，  
不包括餐飲費用及消費稅等附加費用。

【作成】

⑤ホームペ

熊本市内に宿泊されるみなさまへ

**宿泊税**

のご案内

税額 1人1泊につき200円

KUMAMOTO CITY



Accommodation TAX

住宿税  
住宿税  
숙박세

# 4 使途の概要



本市の観光振興を強化していくための基本的指針である「熊本市観光マーケティング戦略（令和6年3月策定）」に基づき、戦略で目指すビジョン「訪れる人が、暮らす人と共に上質なときを創るまち くまもと」の実現に向けて、以下の4つの基本方針のもと様々な取組を進めていくこととしています。

| 基本方針 | 【基本方針1】<br>世界に選ばれる観光都市・熊本の創造                                                                                                                                                  | 【基本方針2】<br>訪れる人にやさしい滞在環境の構築                                                                                                                             | 【基本方針3】<br>強みをいかした戦略的な誘客促進                                                                                                                                              | 【基本方針4】<br>観光振興を通じた熊本市の活性化                                                                                                                            |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      |  <p>熊本城をはじめとする歴史文化や世界に誇る水資源、中心市街地の賑わいなどの、熊本市ならではの観光資源の魅力向上や高付加価値化を図り、観光都市としてのプレゼンスを高めます。</p> |  <p>質の高い観光情報の発信や目的地までの移動の円滑化、快適で安心な滞在環境の構築に取り組み、国内外の旅行者の満足度を図ります。</p> |  <p>国内外の市場調査を踏まえたニーズ把握や、戦略的なプロモーション、熊本ならではのMICEの推進、ファンと一体となった情報発信などの戦略的な誘客を図ります。</p> |  <p>観光産業の経営基盤強化や市民と旅行者による持続可能な観光まちづくりを推進し、観光振興を通じた本市の活性化を図ります。</p> |
| 基本施策 | (1)熊本城の魅力の最大化                                                                                                                                                                 | (1)質の高い観光情報の発信                                                                                                                                          | (1)市場調査に基づく施策の検討・検証                                                                                                                                                     | (1)観光産業の経営基盤強化                                                                                                                                        |
|      | (2)世界に誇る水資源のブランディング                                                                                                                                                           | (2)目的地までの移動の円滑化                                                                                                                                         | (2)戦略的なプロモーション                                                                                                                                                          | (2)持続可能な観光まちづくりの推進                                                                                                                                    |
|      | (3)観光資源の魅力創出                                                                                                                                                                  | (3)快適で安心・安全な滞在環境の構築                                                                                                                                     | (3)熊本ならではのMICEの推進                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                       |
|      | (4)まちの魅力の発揮                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                         | (4)熊本ファンと一体となった誘客促進                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                       |

「熊本市観光マーケティング戦略」に基づく事業のうち、熊本市への来訪や滞在の促進と、旅行者の満足度向上を図る観点に留意し、観光資源の魅力づくり、旅行者に優しい滞在環境づくり、誘客プロモーションなどの新規事業や既存事業の拡充を中心に活用したいと考えています。

| 基 本 方 針             | 宿泊税の活用事業の例                                                                                                                                                                                                                             |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 世界に選ばれる観光都市・熊本の創造 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 復旧過程の段階的な公開や情報発信、積極的な活用による、熊本城の魅力の最大化</li><li>・ 肥後細川文化、西南戦争、夏目漱石等、歴史や文化を踏まえた、親和性のあるコンテンツの関連付けや、ストーリー化による回遊性向上</li><li>・ 夜間や早朝も楽しめる観光素材の開発、本市ならではの特別な体験ができる高付加価値コンテンツの造成</li></ul>              |
| 2 訪れる人に優しい滞在環境の構築   | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 旅行者への質の高い観光情報の発信<br/>(観光案内所の充実、案内サイン等の多言語対応の強化、デジタルサイネージの活用など)</li><li>・ 目的地までの移動の円滑化<br/>(最適な交通手段や利用方法などの案内の充実、移動手段の多様化による二次交通の充実など)</li><li>・ 歩行空間の整備やバリアフリー化等による、快適で安心・安全な滞在環境の構築</li></ul> |
| 3 強みをいかした戦略的な誘客促進   | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 旅マエ、旅ナカ、旅アトでの行動ごとに適した媒体、手法による効果的な情報発信による誘客</li><li>・ 戦略的なMICEの誘致や教育旅行の誘致促進</li></ul>                                                                                                           |
| 4 観光振興を通じた熊本市の活性化   | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 宿泊施設等の高付加価値化に要する費用への支援（多言語や災害への対応強化、Wi-Fi設備導入など）</li><li>・ 観光産業の担い手づくりや観光資源の保全、継承への市民意識の醸成</li></ul>                                                                                           |

※ 上記の事業は、熊本市観光マーケティング戦略に基づく新規・拡充事業の取組内容について例示したものです。  
宿泊税を活用する事業については、これまで実施したパブリックコメントや関係事業者の皆さまとの意見交換、熊本市観光振興推進協議会における審議等を踏まえ、当該年度の予算編成時において検討を行うこととしています。

# 5 問い合わせ先

書類送付先（住所）

〒860-8601

熊本市中央区手取本町1-1

⇒ 経営申告書の提出・申告納税などの実務に関するお問い合わせ

熊本市 市民税課 法人課税班

【TEL】096-328-2173

【メール】shiminzei@city.kumamoto.lg.jp

⇒ レジシステム等整備費補助金の申請とお問い合わせ

熊本市 税制課 企画班

【TEL】096-328-2174

【メール】zeisei@city.kumamoto.lg.jp

⇒ 宿泊税の使途に関するお問い合わせ

熊本市 観光政策課

【TEL】096-328-2393

【メール】kankouseisaku@city.kumamoto.lg.jp